

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所の接続に伴う変更）【1】」

2. 日時：令和4年5月13日 13時30分～14時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

関企画調査官、西内安全審査官、畠山安全審査官、中野安全審査官

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力建設部長◎ 他17名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

・資料 川内原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について
「緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所の接続に伴う変更」

以下のホームページ掲載済みの資料を使用

・資料 川内原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について
「緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所の接続に伴う変更」
（補足説明資料）（4月11日の面談資料1-1及び1-2）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。それではこれから川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について、緊急時対策所学校緊対棟内、
0:00:11	に係るものですね、のヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。それでは九州電力の方から資料に基づいて説明をお願いします。
0:00:22	はい。九州電力の井上です。資料に基づきまして川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請につきましてご説明いたします。
0:00:32	説明につきましては概要説明資料を基にご説明いたします。
0:00:36	めくっていただき目次ですけれども、(1)で申請の概要、(2)で本日の変更内容についてご説明いたします。
0:00:45	右肩 1 ページをお願いいたします。
0:00:50	まず、申請の概要についてですが、申請案件としましては、緊急時対策所については段階的に設置工事を現在進めておりまして、
0:01:01	緊急時対策所指揮所と代替緊急時対策所を接続し、今後一体運用を実施することから、以下の申請案件について 2022 年 4 月 11 日に、
0:01:12	保安規定変更認可申請を実施しております。
0:01:15	案件につきましては緊急時対策所カック指揮所と代替緊急時対策所の接続に伴う変更ということで、
0:01:22	簡単ですが下に絵をつけておりますけれども、新規制基準対応工事の時は、左上にございます代替緊急時対策所を、緊急時対策所として活用しておりました。
0:01:34	一期工事指揮所の設置工事ということで中ほどになりますが、代替緊急時対策所の緊急時対策所の機能を緊急時対策所カック指揮所に移行しまして、
0:01:46	代替緊急時対策所が保有しておりますました。緊急対策所機能を廃止しております。
0:01:52	一番右の列になりますが、これが今回の申請案件になりますが、連絡通路の接続工事ということで、
0:01:59	代替緊急時対策所を、今後休憩所として運用して参りますので、緊急時対策所指揮所との間に連絡通路を新たに設けまして、
0:02:10	一体として緊急時対策所等として運用していくということで、今回の変更認可申請を行ってございます。
0:02:19	ちょっと資料、ページ前後で申し訳ありませんが先への資料右肩 8 ページ、参考と書いてある。
0:02:26	仙台 12 号機の緊急時対策所の接続の名称についてというものを先にご説明させていただきます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:33	緊急時対策所に係る設置変更許可申請及び設工認申請において定めた緊急時対策所、カック指揮所と、緊急時対策所、括弧緊急対策棟内、
0:02:44	について以下に示すということで現状が、左側の緊急時対策所、カック指揮所と保障しておりますが、これにつきましては、下の図でいう①、
0:02:56	本部執務エリア、②、ミーティングエリア、③の多目的エリアへホリを総称して、緊急時対策所指揮所と呼んでございます。
0:03:05	今回の変更にあたりましては、右側の緊急時対策所、各緊急時対策棟内ということで、変更しようと思っておりますが、
0:03:14	従前に比べまして④、代替緊急時対策所の部分がですね休憩室として追加になりますのでこれらをまとめて緊急時対策所確保緊急対策棟内ということに、
0:03:27	変更運営をして参ります。
0:03:30	紙を戻りまして 2 ページをお願いいたします。
0:03:36	申請概要ですが繰り返しますけれども緊急対策所指揮確保指揮所と代替緊急時対策所の接続に伴う変更につきまして変更認可申請の変更代表箇所と以下のを以下に示します。
0:03:48	括弧で書いてますけど変更条文ですが、第 83 条、重大事故等対処設備、
0:03:54	第 87 条予防保全を目的とした点検補修を実施する場合、
0:03:59	添付 2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等にかかる実施基準、添付 3、重大事故等及び大規模損壊対応にかかる実施基準となっております。
0:04:14	続いて 3 ページお願いいたします。
0:04:17	こちらから変更内容の規定の変更内容についてです。
0:04:22	代表箇所を各条文ごとでお示しております。まず第 73 条重大事故等対処設備の 83 の 19-1、代替電源設備からの給電という項目になりますが、
0:04:35	緊急時対策所カック指揮所と代替緊急時対策所の接続に伴いまして緊急時対策所、カック指揮所の名称を緊急時対策所、カック緊急時対策棟内へ変更いたします。
0:04:48	下に変更前前後表をつけておりますけれども、赤字の部分が変更箇所になりますけれども、変更前、括弧内が指揮所となっていたものを、
0:04:58	変更後、右側では緊急時対策棟内で変更を行っております。
0:05:04	続いて 4 ページ目お願いいたします。
0:05:09	こちら 87 条予防保全を目的として点検補修を実施する場合ということで変更内容につきましては、先ほど 83 条と同様になります。変更前後ほど上下につけておりますけれども、赤字の変更前括弧ないし期初というものを変更後、括弧緊急時対策棟内へ変更申請を行っております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:29	続いて 5 ページ目になります。
0:05:32	これは添付 2 火山内部溢水、火山現象自然災害有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等にかかる実施基準になります。
0:05:41	こちらにつきましても、第 83 条、十四条と同様の変更になりますが、変更前後で赤字で変更箇所をつけております。囲い式賞を確保班内に緊急時対策棟内へ変更を、修正を行っております。
0:05:58	続きまして 6 ページお願いいたします。
0:06:02	こちら添付 3 重大事故等及び大規模損壊対応にかかる実施基準ということで、こちらの変更内容は、名称の変更で、83 条、87 条、添付 3 と同様になります、添付 2 と同様になります。
0:06:14	変更前後ですが、変更前括弧内は、カッコ指揮所というのに対しまして変更後は、括弧内が緊急時対策棟内ということで変更して申請を行っております。
0:06:26	最後右肩 7 ページ目になります。
0:06:30	以下に示す付則の通り緊急対策所、カッコ指揮所と代替緊急時対策所の接続に伴う変更に係る規定につきましては、使用前確認終了日以降に適用するというので、
0:06:42	付則の第 3 項に、赤字の部分を記載しております。
0:06:46	緊急時対策所カッコ指揮所と代替緊急時対策所の接続に伴う変更に係る規定については、緊急時対策所確保指揮所と代替緊急時対策所の接続に関わる使用前確認終了日以降に適用することとし、
0:07:00	それ以前は従前の例によるということで規定しております。
0:07:05	概要説明につきましては以上となります。
0:07:08	続きまして補足説明資料の補足資料の 4、
0:07:14	接続のシールの保全についてご説明いたします。
0:07:21	九州電力の古閑です。補足説明資料のうち連絡通路接続部シールの保全についてということで説明させていただきます。資料のページ番号としては右下の 135 ページ、補足説明資料の後ろから数えて 5 ページほどの資料になってございます。
0:07:39	めくっていただきまして 136 ページに、1 ぽつ概要を記載させていただいております。緊急時対策棟確保支給書とそれから緊急時対策棟休憩所、
0:07:49	を結ぶ連絡通路の接続部については、地震時の建物の相対変位を考慮して、約 100mm の隙間を設けることとしており、接続部に延性のあるシリコン製のシールを施工することで、
0:08:02	相対変位の吸収及び機密性の確保を図っております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:06	同素材のシールは原子カプラントにおいて一般的に採用するものでありまして、
0:08:11	玄海の 34 号のアニュラスシール等に採用実績のあるものとなっております。
0:08:16	施工する場所ですね、緊急時対策棟の連絡通路接続部を下の図に示しております、第 1 の緊対棟の連絡通路接続部の赤丸で囲っている接続部というところですね、こちらに
0:08:30	先ほど申しました、シールをせず、
0:08:33	設置する予定となっております。
0:08:36	より詳細な図を概略図として第 2 図、第三次として次のページに示してございます。
0:08:43	まず第 2 図、緊急時対策棟の連絡通路接続部の概略図ということで全体的な図を示しております、
0:08:51	右下の方にシール部拡大図というふうな形で記載させていただいておりますけれども、コンクリート蓋に取付ボルトで押さえ金具を使って、
0:09:02	ピンク色のシール材と言うふうなこちらのシール材がシリコンゴム製になっておりますけれども、こちらを施工することで、
0:09:09	相談員の吸収とそれから気密性の確保を図ると。
0:09:13	いったような構造を計画してございます。
0:09:16	実際のもの写真としましては次のページにモックアップの写真をつけてございます。
0:09:21	第 3 図、緊急時対策棟の連絡通路接続部のモックアップということで、右側に写真つけておりますけれども、このような形で、
0:09:30	このオレンジ色のところがシール材になります。このようなゴム素材のシールを使って、
0:09:36	イソダ費の吸収と気密性の確保を図るといったような設計としてございます。
0:09:42	次のページから保全計画について説明をさせていただいております。
0:09:47	2 ポツ保全計画ということで接続終了の保全については、どう相談手術設計している玄海 34 号のアニュラスシールを参考に設定するということで考えております。
0:09:58	2 ポツ 1、下巡視についてご説明しています。
0:10:02	接続部主に用いているシリコンゴムというのは、
0:10:06	文献におきまして長期間の暴露試験によって高温多湿など、様々な環境下で 10 年放置した場合でも、性能劣化は小さいことを確認してございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:16	川内プラントにおいては、接続部終了の上部に保護カバーを設置することで環境条件をより向上させていこうや降雨の影響を受けない設計としておりますので、
0:10:26	巡視においてはこちら保護カバーに破損が見られた場合は速やかに補修するという事で考えております。
0:10:32	次に、定期事業者検査に関してなんですけれども、
0:10:36	試用期間中の機能維持確認につきましては、緊急事態図書全体を加圧する試験を定期的を実施し、
0:10:43	接続部シールの機密が維持できていることを確認することで考えております。こちらの対応については同素材のシールを使用し、的な負圧試験を実施して機能確認をしている。
0:10:55	アニュラス中と同様の管理方法を、
0:10:57	考えてございます。
0:10:59	次に長期点検、2ポツ3ですけれども、経年劣化に対する接続部シールの健全性の確認については、10年に1度の外観点検を計画しております。その際異常が見られた場合は、保守や取りかえを実施することで考えております。
0:11:13	こちらの材料につきましても、
0:11:15	イド素材にシールを使用しており、10サイクルに1度の外観点検を実施して、シールの健全性を確認しているアニュラスシールと同様の管理方法を考えております。
0:11:26	次に、接続部資料の取替時の措置についてになります。
0:11:31	接続部シールの取りかえ時は、接続部から気密安全の空気は下部に流出する恐れがあるため、
0:11:37	次のページに示しておりますけれども、気密扉を設置して、連絡通路側を隔離した状態とすることで考えております。
0:11:47	シミズとぴあは、緊急時対策所付近カッコ指揮所の運用時に使用していた箇所にも再設置することとし、シール取替前に気密試験を実施し、気密扉の健全性を確認した上で緊急時対策所の立ち上げが必要な場合の居住区画を、
0:12:03	緊急時対策棟確保指揮所側のみに移行します。この際、緊急時対策棟確保指揮所を隔離されますけれども、緊急時対策棟各休憩所の機能については、緊急時対策所確保式の運用時に使用していた休憩スペースを用いることで、維持することで考えております。
0:12:20	可搬型の緊急対策所エリアモニターにつきましては、原災法十条発生時に、緊急時対策所確保、緊急時対策棟内の本部執務エリア及び、
0:12:30	休憩室に設置することとしておりますけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:33	気密扉の再設置後に同事象が発生した場合には本部執務エリア、それから多目的ありに設置することで考えております。こちらの手順につきましては、下位文書に定めることで考えております。
0:12:44	第4条に、先ほど申しましたシミズ扉の再設置箇所について図を示しております。こちらの再設置箇所については先ほど申した通り、現在運用中の緊急時対策所カッコ指揮所側、
0:12:58	設置している場所に設置することで考えております。
0:13:03	ご説明資料の説明については以上になります。
0:13:09	土佐から説明以上となります。
0:13:16	はい。原子力規制庁の西内です。
0:13:19	それでは規制庁側から何個か確認を進めていきたいんですけど、まず私から1点ですね。
0:13:28	これは、
0:13:32	概要パワポの右肩1ページ目。
0:13:35	のところでいうところの、いわゆるこの指揮所設置工事に伴う保安規定変更認可申請を昨年同に申請いただいて認可処分してますけども、
0:13:48	その時の保安規定の審査の中でもお話をさせていただいた件になるんですけど、
0:13:54	要はこの
0:13:56	緊急時対策所の機能っていうものが、この代替緊急時対策所から指揮者をに移行するにあたって、
0:14:04	そのタイミングで、
0:14:06	緊急時対策所機能っていうのがその移行のどの期間においても、どこかに必ずないといけない欠かすことができない機能であると。
0:14:15	そういう話から、その部分をどうやって担保するのかと、そういう移行手順をどういうふうに考えているのかっていうのを確認をさせていただきましたけども、それと同じ話をですね、今回の連絡ツールを接続して、
0:14:29	休憩所を新設する際にどのように考えているのか。
0:14:33	という部分をまずご説明いただきたいんですけどよろしいですか。
0:14:53	はい。
0:15:00	はい九州電力の古閑です。緊急時対策所機能の移行の方法としましては、まず連絡通路の躯体を増設した後に、遮へい体、緊急時対策所、
0:15:11	緊急時対策棟かつこ指揮所側にある車携帯を提供することで考えてございます。
0:15:16	その後、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:18	気密扉を配布をしまして、機密バウンダリを休憩所まで広げます。すべての検査の合格を受領した後に、緊急時対策所機能を緊急時対策棟全体に移行することで考えてございます。
0:15:35	規制庁西内です。横尾がですね、前、前段階、
0:15:41	この式相を設置した時の保安規定の審査資料を、九州電力の方から提出いただいている審査資料のですね、
0:15:49	一番最後の部分、緊対所機能の移行手順についてっていうのが7ポツで入ってるんですけど、そこをもう一度ご確認いただいた上で九州電力としてもですね、
0:16:00	その上で今回何を説明すればいいのかをまとめて改めて説明いただいてもいいですか。
0:16:06	少なくとも、前回の保安規定の時に、
0:16:08	その審査資料の一番最後にその他で、今回の保安規定申請においてもしっかり説明しますっていうことがまず書かれてますと。
0:16:17	その上で、前回説明いただいたのは、先ほど古閑さん説明いただいたので設備面での確認内容だったと思うんですけど、その設備面の確認内容と運用面の確認内容両輪あるよねと。
0:16:29	その両輪の観点から説明をいただいているんですよ。
0:16:32	なので今回もその両輪の観点からしっかり説明がなされるものかなと思いますので、まず、前回の審査資料で説明されたことをしっかり確認いただいた上で、ちょっと次回のヒアリングで結構ですのでまずそこをしっかりと説明いただくようお願いしてもいいですか。
0:16:54	九州電力井上です。了解いたしました。
0:16:57	資料へ反映いたします。
0:17:00	はい、規制庁西内ですよろしくお願いします。
0:17:04	そこの部分ってこの審査概要資料のパワーポイント等の不足との関係もあると思いますので、
0:17:12	そこら辺も明確に説明をいただけるようにお願いします。
0:17:17	私からまず1.5行分の部分だけですね。
0:17:22	ほかに規制庁側カラーありますか。
0:17:30	原子力規制庁の仲野です。
0:17:32	今回の申請についてなんですけれども、いただいた、
0:17:37	概要資料の中にでもですね、変更部分が本規定上は名称変更がほとんどっていうふうに記載してあると思うんですけども、実態の手順等運用上として名称、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:49	変更以外に変更箇所がないのかっていうところを確認させていただきたいと思います。で、
0:17:55	私の方から個別の論点なので二つほど例示をさせていただきたいんですけども、まず1点名ですね、ちょっとこれは
0:18:07	設工認の補足説明資料の中にあつたんですけども、設工認の補足説明資料のPDFの80ページのところに、通信連絡設備について、休憩上、
0:18:20	になる大体旧代替緊急対策章の中にですね1度廃止した。
0:18:25	電力本通信設備っていうのを、今回の申請で再登録するっていうふうな記載があるんですけどもこの内容を踏まえると、管理すべき設備の台数が増えるんじゃないかなと思うんですけども、
0:18:38	こちらについて運用面と、保安規定上の整理を説明していただければと思います。まず1点目こちらを聞かせていただければと思います。
0:19:22	九州電力イノウエです少々お待ちください。
0:21:44	九州電力のオオマサと申しますと、
0:21:47	おっしゃる通り工事計画認可申請の時に、代替緊急時対策所の機能、通信といった廃止しますが、今回の衛藤休憩室の衛藤との接続に伴いまして、
0:22:00	あとそれを再登録という形になりますんで、確かにその台数としては増えますけどその運用自体には変更がないものと考えておりますが、ちょっと詳細確認しましてまた別途ご説明させていただきますと思います。以上です。
0:22:13	原子力規制庁の中野です。了解いたしました。次回のヒアリングの際にまたを確認させていただきたいと思います。
0:22:28	原子力規制庁の仲野です。続けてですね先ほど2点あると申し上げたところの次に2点目のところなんですけれども、
0:22:39	原子力規制庁のナカノです
0:22:41	了解いたしました。次回のヒアリングのときにまたご説明いただきたいと思います。次にですね2点目なんですけれども、酸素濃度計と二酸化炭素濃度計について、
0:22:52	こちら設工認の資料の中にですね、あるんですけど使用場所をですね多目的エリアから休憩室に変更してと思いますが、そちらが変更になることによって
0:23:03	社内規定上の文章に定める手順等に影響がないかっていうところを、説明をお願いいたします。
0:23:29	九州電力のヒラカタです。今、ご確認いただいた内容につきましては、ちょっと保安規定上は変更はありませんが、下位文書の方、変更がかかる形になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:41	ご説明は以上です。
0:23:51	原子力規制庁の仲野です。ありがとうございます。ちなみにお伺いしたいんですけれども怪文書の方だとどういった文章で変更があるかっていうのだけ教えていただけますでしょうか。
0:24:10	九州電力のヒラカタです。衛藤非常衛藤 1000 台の非常事態対策基準該当非常事態対策要領になると思うんですけれどもすみません、どちらかー。
0:24:21	どちらかがどちら両方等になるかちょっとすみませんそこら辺明確なところは、
0:24:26	確認が必要になります。以上です。
0:24:31	原子力規制庁の仲野です。加来承知いたしましたそうしましたらまた、こちらについても次のヒアリングの際に確認させていただきます。
0:25:15	原子炉規制庁の畠山です。
0:25:26	原子炉規制庁の畠山です。今ちょっと先ほど仲野からちょっと2点ほどコメントさせていただきます。通信連絡設備の話だと酸素濃度計の話。
0:25:36	このところについてちょっと次回以降ご説明いただけるということで、承知しましたが、衛藤御説明にあたり、
0:25:44	ではですね、今、審査資料としてご提出いただいている資料の中では、今
0:25:51	原子炉施設保安規定と社内規定文書ということでそれぞれ一覧化されていた上流文書から、一覧化されているかと思えますけども、
0:26:01	その中でですね、今の社内規定文書のところっていうのは、
0:26:05	本規定で書かれているのと同じで、名称変更のみを行いますということが大半かと思っております。
0:26:12	1点で、その形で申し上げますと、例えば、
0:26:17	担当の時計のところは、実際使う場所が多目的エリアから休憩室に変更していますということなので、そういった意味では場所の変更による運用上の変更、何かしら
0:26:29	対応が変わる部分があるのか、或いは場所が、
0:26:36	変わるだけでも、名称変更だけにとどまるのか、ちょっとそういったところが現状、どちらなのかがわからなかったのもそういったところをちょっと確認したかった指針となりますので、
0:26:46	そういった趣旨がちょっとわかるようにですね、資料の方にまずは起こしていただいてご提出いただければと思っています。で、通信連絡設備の話も同様でして、台数が増えるということでした。でしたら、管理する台数が増えるということでしたら、
0:27:01	その旨も名称変更だけではなく、そういったものがあるということが、資料中にわかるように、修正いただければと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:12	九州電力の井上です
0:27:15	了解いたしました。長いおかけしまして資料への反映とさせて、次回ヒアリングでご説明させていただきます。以上です。
0:27:26	原子力規制庁の仲野です。
0:27:28	す。
0:27:29	そうしますとですねこの点につきましては先ほど私の方から2点例示として挙げさせていただきましたけれども、
0:27:37	他の部分についても確認いただいて同様なものがないかというのは確認をいただいた上で次のヒアリングまでに、先ほど畠山が言った修正の方をお願いいたします。
0:27:53	吉住イノウエです。了解いたしました。
0:28:24	原子力規制庁の仲野です。続けてアニュラスの間、
0:28:29	接続部のシールの関係です。確認させていただきたいことがございますので、
0:28:39	今回の申請で緊対所の接続部のシールに玄海34号のミウラ選手をしているシリコンゴムを使用しているというふうに説明がありまして、アニュラスのシールの部分っていうと、AnnualのシールとLCOの関係についてなんですけれども、
0:28:57	仙台の方の保安規定を確認いたしまして保安規定の59条の部分にですね、負圧な管理っていうものが存在しております。で、その中にですね、アニュラスの負圧の管理ですのでアニュラスのシールの健全性っていうところも、
0:29:13	内容としては包含しているというふうに考えられるんですが、今回の金対象の居住性についてのLCOの部分ですね、
0:29:23	こちらの内容にシール部の内容が含まれていないような規定になっていると思いますけれども、アニュラスシールのLCOとの関係性とあわせて、今回、このところ説明をお願いいたします。
0:29:45	九州電力の井上です。おっしゃる通り59条アニュラスのところは運転上の制限としまして、マニュアルの機能が健全であることということで、
0:29:55	シール部も含めまして、アニュラスに通じる扉。
0:30:00	のですね金といいますかその辺の全含めて全体的にですね、アニュラスの機能を、が健全で負圧が達成できることというのは、
0:30:09	規定になっております。
0:30:11	また今回緊急対策所接続の接続通路設置に伴う変更ではですね、LCOは特段変更は名称変更以外ございませんで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:22	これまでも緊急対策所各指揮所として運用してますけれども、扉を含めたですね、この辺の気密性の確認というのは、会議所の方でやっているところで、今回シール部が追加になりますけれども、
0:30:37	これまで同様ですね、定期的な気密試験を行って、怪文書側ですね、秘密性の確認というのをやっていこうというふうに考えているところです。以上となります。
0:31:20	原子力規制庁の仲野です。説明、
0:31:23	確認いたしました。そうしましたらそちらの内容の方をですね整理した上で補足説明資料のほうに追記いただければと思います。
0:31:42	九州電力の井上です。了解いたしました現状でも補足説明資料4側に血痕今後のですね、保全のやり方というのは、定めておりますけれども、もうちょっと具体性を持たせた書き方に修正した上で、
0:31:55	再度説明いたします以上です。
0:32:02	原子力規制庁の中野です。そうですねとLCOの関係、LCOとの関係を整理した上で記載いただければと思います。あとそれと、確認なんですけれども、
0:32:13	保全A、
0:32:15	補足資料の中に
0:32:18	2ポツ2の定期事業者検査ですねこちらのところに、緊急時対策棟全体を加圧する試験を定期的実施するっていうふうに、
0:32:27	記載があるんですけども、ちなみにこちらの定期的っていうのはどういったスパンなのか、確認いただいて確認させてください。
0:32:39	はい。九州電力の方ですいませんさっき一部訂正させてください。定期事業者検査の中で緊急時対策棟全体をカバーするというふうな形で記載してますけれどもすいませんこちら、
0:32:49	緊急時対策所の間違いです。ちょっとここだけ修正させて、改めて提示させていただこうと思います。
0:32:56	定期的にというところはこれから、緊急時対策所、緊急時対策所の運用が変わる段階で、検討はしていくところで考えてるんですけども下に書いてあるアニュラスの負圧試験、
0:33:10	の経理事業者検査が、1サイクルに1回で考えているところがかんがみますと、同様な形で1年に1回程度、
0:33:18	となるのかなというふうに考えているところです。以上です。
0:33:26	原子力規制庁の仲野です。承知いたしました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:41	原子炉規制庁の畠山です。ちょっとすみません。事実確認 1 点させていただきたいんですけども、衛藤、今、緊対所の全体を加圧する試験でしたっけ。江藤 行うことを、
0:33:52	今計画されていてそれが 1 年に 1 回ということでお話しいただいたかと思いますが、
0:33:57	これは従前の緊対所では行っている対応ベースなのか、
0:34:05	新しい状態になって、
0:34:07	要は
0:34:09	移行後の、
0:34:10	接続した移行後の勤怠では行うという趣旨なのか、ちょっとどちらだったかちょっと事実確認させてください。
0:35:00	議長規制庁畠山です。すみません。今私が申し上げたことで今伝わってましたかね。
0:35:06	99 イノウエですすみません音声が入ってありませんでした。もう一度よろしくお願ひします。失礼いたしました。ちょっと改めて、確認させていただき、お話しさせていただきます。
0:35:17	今ご説明いただいたところで緊急時対策棟全体を加圧する試験というのを年に 1 回行いますということをお話しいただいたと思うんですけども、
0:35:25	この緊対棟全体を加圧する試験というのは、これまではなかった運用で、
0:35:33	この緊対棟をツールを接続する、して移行した移行を 1 年に 1 回、定期的実施することを考えているというご説明だったのか。
0:35:43	或いはその、これまでの従前の勤怠等でも、
0:35:47	加圧試験を行っていて、
0:35:51	それが 1 年に 1 回で、今後も 1 年に 1 回行うというご説明だったのか、ちょっとどちらだったか、ご説明いただけますでしょうか。
0:36:00	はい九州電力の木場です。それでいいますと
0:36:04	現在の指揮所の方でも
0:36:08	1 年に 1 回程度の頻度で定期的開発試験を実施しております。これより前の代替緊急時対策所でも同様に、
0:36:17	1 サイクルに 1 回程度の形で、
0:36:20	かつ試験を実施しておりますので、今後また怪文書は定めていくことになりますけれども、こちらの前例を踏襲した上で頻度を決定していくことで考えております。以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:32	ご説明としては承知いたしましたけれども、定期的に加圧する試験を行っているということで年1回ということだったと思いますので、そういった、今お話ししたようなもの、
0:36:43	全体的に、そうですね、この実態のご説明ですね、今どういう状況でこれからどういう状況なのかというその実態のご説明も含めてですね、またちょっと資料の方に起こしていただければと思います。
0:36:56	九州電力の小浦です。承知いたしました。
0:37:52	原子力規制庁の中野です。次にですねちょっと資料の体裁的なところになるんですけども確認させていただきたいところがあります。
0:38:03	まず1点目。
0:38:06	なんですけれども、
0:38:11	補足説明資料のPDFのページ番号55のところですね。
0:38:16	保安規定の17条の3-2に有毒ガス発生時の体制の整備の部分で、記載の考え方の欄にですね、建屋名称の変更を行うというふうに書いてあるんですが、
0:38:27	保安規定の本文上だと緊急時対策所という文言はあるんですが、他の部分みたいですね、
0:38:35	緊急時対策対策所カック指揮所のような今回、名称変更で変わるような文言ってところが見当たらなかったの、こちらの記載の意図について説明をお願いします。
0:38:55	石井電力の井上です。実質的には17条の3-2というところは保安規定上、変更ございませんのでここはすみません、誤記となります社内規定文書上は、
0:39:05	配偶者の建屋の変更を行いますので、ちょっと記載の適正化といいますか修正を
0:39:11	全体的に見渡して修正した後に再度ご提出したいと思います。以上です。
0:39:17	原子力規制庁の仲野です。確認ありがとうございますそうしましたら当間、この部分とあと他の部分もあわせて資料を修正させていただければと思います。
0:39:35	続けて原子力規制庁の仲野です。続けてなんですけれども最後2点目ですね、補足説明資料の中にですね
0:39:47	例えばPDFのページ番号57のところなんですが、
0:39:53	記載すべき内容欄と記載の考え方欄のところで、書き出してある文言の文字の高さが合っていないところがあったりするんですけども、
0:40:05	こちらの部分っていうのは高栄てるところに何かこう意味があったりするのかっていうのを確認させてください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:13	吉浦井上です。すいませんこちらも
0:40:16	意味はございませんで本来合わせるべきですので全体的に体裁整えて、最後提出いたします。以上です。
0:40:26	原子力規制庁の仲野です。はい、了解いたしました。そうしましたらそちらの方も修正をお願いいたします。体裁の部分については以上になります。
0:40:50	あ、衛藤規制庁ニシウチです。
0:40:53	今日の時点での、こちらから資料見て事実確認したい事項は以上ですので、
0:40:59	ちょっとまず先に、今後のスケジュールの話をしたいんですけど、
0:41:05	スケジュール感をちょっとお互いに共通認識を持った上で、最後に今日、こちらから確認して、何が宿題残ってるかってホワイトボード確認をさせていただきたいんですけども、
0:41:16	まずスケジュールからそういう流れでよろしいですか。
0:41:21	吉住井上です。了解いたしました。大丈夫です。はい。まず、事務的なスケジュールの件ですけども、
0:41:28	今日の宿題コメント等に対して、審査資料の追記、修正が必要だと思いますので、
0:41:36	来週、
0:41:39	週くらいにもう1回ヒアリングができればいいかなくらいでは考えてます。
0:41:46	ちょっと4月11日に申請いただいてから初回まで時間空いちゃったんですけども来週中くらいに一度できればいいかなと思っているので、
0:41:55	ちょっとまずそれくらいをねらって資料提出はまずいただきたいと思うんですけどいかがでしょうか。
0:42:36	九州電力の井上です。来週1回やればいいかなとは、私も思う反面ちょっと資料修正の時間があまり取れないというのもございますので、ちょっと東京支社通じてまたご相談させていただければと思いますが、
0:42:49	いかがでしょうか。規制庁西内です。承知しました。衛藤。
0:42:54	ちょっと。
0:42:56	すいません最初に言っとけばよかったんですけど、これはいつも概要パワーポ2、
0:43:02	認可希望時期とかのスケジュールとかもいつも追記いただいてたと思うんですけど今回なかったので、次回以降入れるんだったら入れといてもらえばいいんですけど、
0:43:12	今回
0:43:14	保安規定っていつごろ認可希望という話で聞いてましたっけ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:19	秋吉常務の井上です。Gの竣工というね運用解消、今年度の9月には予定しておりますので規定文書の反映と考えてですね、7月上旬で現在認可希望をお出ししているところです。以上です。
0:43:35	はい。規制庁西内です。まずは資料にも明確に書いておいていただければなと思います。その上で、その時期であれば、自然と6月の中旬くらいまでには一度審査会合で、
0:43:48	技術的な話があれば議論をしないといけないかなと思いますので、それを踏まえてもうちょっと来週中にやっぱり1度はやりたいなと思いますので、ちょっとまた資料準備の方は鋭意進めていただければなと考えております。よろしいでしょうか。
0:44:04	はい。九州電力井上です来週1回できるよう、我々も資料の修正に上げますよろしく願いいたします。
0:44:10	はい。規制庁西内ですよろしく願います規制庁オガワセキさんもよろしいですかね。はい。
0:44:16	スケジュールはこれぐらいかなと思いますので、ホワイトボード、今日のコメントの内容確認とし、何が残ってるかをちょっと確認したいんですけど、どうしましょう画面共有して何か読み上げてもらう感じにしますか。
0:44:32	はい。ヨシザキの井上です。今こちらの方でエクセルに落としておりますので、こちら画面共有してから説明いたします。今から画面共有いたします。
0:45:08	規制庁西内です画面共有されましたので、ちょっと文字ちっちゃいところもよければ1個ずつ読み上げて確認を進めていきたいんですけどよろしいですか。
0:45:28	規制庁西内ですけど、聞こえてないですかねもしかして今ネットワークの接続に問題が出たの。
0:45:38	駄目だな。
0:45:52	原子力規制庁のナカノです音声聞こえておりますでしょうか。
0:46:10	それ原子力規制庁の仲野です。こちらですね音声聞こえてないんですけども一度画面共有切っていただいてもよろしいですか。
0:46:20	はい。
0:46:38	衛藤議長西内です。すいません。規制庁西内です。ちょっと画面共有すると接続状況が悪化しそうなので、ちょっと口頭で読み上げていただく形でよろしいでしょうか。
0:46:51	はい。まず一つ目ですけども、LINUX接続法人の移行手順につきまして、
0:47:00	代行の記述式の設置の移行に伴う説明を参考に、設備面、運用面の関係が整理することというのがです。
0:47:12	1点目

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:14	第 1 ページです。通信連絡設備を説明することです。
0:47:28	三つ目です。降りて金の休憩室にする、その付けて安定するというので、どう いう人が変更となるのかということを説明いただくということです。
0:47:42	次おすすめですがけれども、本件、はい。59 条のアンバランスは 3B に対しての 設定。
0:47:50	について、遠藤規定がないので、緊急対策所でご説明し、
0:48:03	通常ですがけれども、連絡清掃工場の限定試験頻度。
0:48:09	をですね、これまでの実績を踏まえまして、ほぼ同数かというのを、資料中で 説明することということで、
0:48:16	5 点、確認事項があるということでしょうか。
0:48:24	まず、規制庁のニシウチですけど、私の音声クリアに聞こえてますか。若干、 イノウエさんの音声は聞こえましたんですけど、聞き取りづらいところがあっ てですね。
0:48:35	今の私の音声クリアに聞こえてます。
0:48:38	そちらの方がいかがでしょうか。引き続き多分そちらの音声は若干聞き取りづ らいので、ちょっとゆっくりめにしゃべっていただくことを心がけていただければ と。
0:48:50	こちらを瀬山クリアに聞こえてさえそうなのでちょっと続けますけども、
0:48:54	まず、
0:48:56	2 点目と 3 点目で、通信連絡設備と、あと酸素濃度計の話で、実態どう変わる のかっていうのを踏まえ、まず説明せいと。
0:49:07	その上での名称変更。
0:49:11	に保安規定上はとどまるんだってということを説明してって話を 2 点目と 3 点目 でしてますけども、それはその 2 点だけじゃなくてですね。
0:49:20	まずもって今回の説明の流れがですね、接続しますと休憩室を、それに伴って 保安規定変更しますが名称変更だけなんですってという説明にまとまってるん です。
0:49:33	まずその説明をちょっと見直していただいてですね、まず、
0:49:38	休憩所を接続しますと、休憩所を接続するに伴って、こういった設備管理とか の保安規定に関連するところで多分設備の管理とか、あとは手順の変更とか そういうことあると思いますけど、
0:49:52	まず実態上こういう項目、こういう内容が追加変更になりますと、
0:49:57	いうことをまず説明をしてくださいと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:00	その上で、そういった実態上の変更はあるんですけど、いずれも下部規定の変更にとどまっています、保安規定上名称変更にとどまっているような申請になっています。
0:50:12	という流れで、説明をいただかないと、およそ誰も申請内容を理解できないので、
0:50:18	まず通信連絡設備と酸素濃度計は今回例示として挙げただけですので、まず申請全体に対してそういう説明をまずしていただきたい。
0:50:27	というのが2点目と3点目の話です。
0:50:31	江藤主事伝わりましたでしょうか。
0:50:35	はい、藤波君イノウエです。了解いたしました。
0:50:38	はい。規制庁西内です。説明に当たってなんですけど、審査資料の補足説明資料の方の、
0:50:46	追加充実はもちろんされると思うんですけど、これ概要報の方にもですね、それがわかるように、すべからく載せる必要ないですけど代表的なところは概要パワポでもその流れでご説明をいただき、
0:51:00	たいなと思ってます。よろしいですか。
0:51:04	いたしました。
0:51:07	はい。まず2点目と3点目はこれくらいかなと思いますけど、よろしいですかね規制庁は他に2点目3点ありますか。はい。
0:51:15	あと、4点目のシールの話なんですけど、
0:51:21	ここは、
0:51:23	ちょっと趣旨も含めてですけどね
0:51:26	アニュラスシール。
0:51:29	アニュラスの方は、アニュラスの機能が健全であることっていうLCOがかかってますよねと。
0:51:36	それがかかっている理由としてはやっぱりニュアンスシールとかそういった扉のパッキン部分とかそういったものも含めて、アニュラスの負圧達成に必要なパーツなので、
0:51:48	入っているっていうふうには想像はできるんですよ。
0:51:52	そういう意味でいうと、今回の緊対の居住性を確保するに当たっても、接続部のシールって機密性の観点で必要なパーツですよ。
0:52:03	もちろんそのアニュラスシールとかかってくる圧力とかも違うし、かかっているその期待の度合いも多少は違って来るかもしれないんですけど、
0:52:12	どっちにしても
0:52:14	負圧達成、ないし

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:17	居住性の確保には必要なパーツっていう意味でいうと、アニュアルシールと位置付けて全く一緒だと思うんですね。
0:52:25	そういうことを前提に置いた上で、
0:52:28	なぜ今回の勤怠のシールっていうのが、勤怠の教習生の方のLCOで引っかかってこないような申請になっているのか。
0:52:37	マニュアル資料はしっかり設定されている仕様管理もされているのに、
0:52:41	ていうまず問題意識というかちょっと疑問に思った部分があって、そこに対して、アニュアルシールの状況というのを含めてまずLCOとの関係について説明してください。
0:52:52	というのがこちらのお伝えしたかったことなんですけど、ちょっと若干聞き取りづらかった部分があってそちらメモにそういうふうに残っているかどうかちょっと聞き取りづらかったので、
0:53:04	ちょっと補足も兼ねてですけど、趣旨よろしいですかまずこの点については、
0:53:09	はい、吉住箕浦です了解いたしました。
0:53:14	はい。
0:53:15	ここの部分をしっかりまず審査資料で説明はいただきたいと思います。で、
0:53:19	その上で、今、LCOとの関係っていう話で、シール部ちょっと整理してくださいということをお伝えしましたけど、あとは、保全の仕方の実態としてもう
0:53:30	限界のアニュアルシールと同様ですって話はあるんですけど、実際の限界のアニュアルシールの方の実績、エビデンスというか実際にやってること。
0:53:40	もう少し具体的に確認はしたいなと思っているので実際にやっていることの内容、
0:53:47	先ほど5点目で畠山が言ったようなことにも関係しますけど、今実際にやっていることっていうのを、アニュアルシールについてもまずもう少し具体的に確認をしたいなと。
0:53:58	それを踏まえて全く同じにやるのか一部ちょっと変わってくるのか。
0:54:02	ていうところを確認したいので、その実態っていうところをもう少し具体化をお願いできればと思いますがよろしいでしょうか。
0:54:11	はい。九州電力井上です。了解いたしました。
0:54:14	はい。よろしく申し上げます。4点目と5点目ちょっとまとめて話しましたが規制庁から他に何かありますか。
0:54:21	よろしいですか。はい。私は5点目含めて全体いろいろと話しましたがこれで以上かなと思います規制庁がよろしいですかね。何か他にありますか。
0:54:30	はい。
0:54:31	九州電力はここもう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:34	私が言ったこと含めて全体通して何かありますかよろしいですか。
0:54:40	吉住イノウエです当社からは特にございません。
0:54:43	はい。規制庁西内ですそれでは必要な資料を、
0:54:48	また来週中ヒアリングできるようにAを作成いただければと思いますよろしくお願ひします。それでは、今日のヒアリングはこれに終了としたいと思いますありがとうございます。
0:54:59	ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。